

野田市告示第95号

野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第1項第2号及び野田市公契約条例施行規則（平成21年野田市規則第45号。以下「規則」という。）第4条第1号アからウまでに規定する市長が公契約の種類ごとに定める令和4年度の1時間当たりの賃金等の最低額は、表1のとおりとする。

条例第6条第1項第2号及び規則第4条第1号エに規定する市長が適用労働者の職種ごとに定める令和4年度の1時間当たりの賃金等の最低額は、表2のとおりとする。

表1

公契約条例が適用される公契約の種類	最低額
施設の設定備又は機器の運転又は管理に関する契約	1,750円
施設の設定備又は機器の保守点検に関する契約	1,750円
施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約	1,011円
施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）	1,300円

表 2

適用労働者の職種	最低額
施設の電話交換、受付及び案内	1,051円
事務員補助	1,011円
プラント保安要員	1,750円
中央操作員	1,750円
重機オペレータ	1,750円
計量業務員	1,011円
プラットホーム作業員	1,300円
手選別作業員	1,018円
手選別作業員（障がい者等）	最低賃金法に基づいて定められる千葉県地域別最低賃金額
清掃作業員	1,011円
除草作業員	1,011円
給食調理員	1,011円
給食配膳員	1,011円
給食配送員（運搬員）	1,051円
給食設備管理員	1,750円

令和4年4月1日

野 田 市 長 鈴 木 有